

様式 2

点検評価表（県出資25%未満の財団法人等）

1 団体の概要

（令和4年4月1日現在）

団体名	一般社団法人静岡県農協保証センター		
所在地	静岡市駿河区南町14番25号	設立年月日	昭和48年4月3日
代表者	代表理事会長 鈴木 正三	県所管課	経済産業部農業戦略課
設立目的（定款）	センターは、会員である農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者が主たる出資者若しくは構成員となっている法人（以下「融資機関」という。）から融資又は手形の割引を受ける者に対し、債務の保証を行なうことにより金融の円滑化を図り、もって会員の構成員等の生活の安定と経営の改善に資することを目的とする。		
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
団体ホームページ	http://www.ja-shizuoka.or.jp/hoshou/		

出資者	出資額（千円）	比率（%）
県内18農業協同組合	1,322,940	67.3%
静岡県信用農業協同組合連合会	526,500	26.8%
静岡県	100,000	5.1%
その他農業協同組合連合会	15,000	0.8%
基本財産（資本金）計	1,964,440	100.0%

役職員の状況（人）			
常勤役員	2	常勤職員	12
うち県OB	-	うち県OB	-
うち県派遣	-	うち県派遣	-
非常勤役員	10	非常勤職員	-
役員計	12	職員計	12

2 行政施策との関係

(1) 団体活動に係る行政施策の目的

農業協同組合及び農業協同組合連合会の構成員の生活の安定と経営の改善に資することを目的とする。

(2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

センターの会員である農業協同組合、農業協同連合会又はこれらの者が主たる出資者若しくは構成員となっている法人から融資等を受けるものに対する債務保証を行うこと。

3 これまでの改革の取組

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年より県域保証機関（静岡県農業信用基金協会）との新規保証引受に対する役割分担を見直し、准組合員からの住宅関係資金およびAプラン（マイカーローン、教育ローン、グローバルローン）の新規債務保証の引き受けを停止し、円滑に移行を行っている。 保証センターの将来のあり方について J A 県信連等の関係機関と協議を重ねている。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 保証センターの将来に向けた在り方等については、信連他コンサルティング会社等も含め検討を重ねている。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 保証センターの将来に向けた在り方等については、信連他コンサルティング会社等も含め検討を重ねている。
令和4年度（6月時点）	<ul style="list-style-type: none"> 保証センターの将来に向けた在り方等については、信連他コンサルティング会社等も含め検討を重ねている。

4 実施事業

(単位 : 千円 / R3以前は決算額、R4は予算額)

1	事業名	債務保証事業		事業区分	自主事業
	事業費	R1	R2	R3	R4
		47,703	33,195	27,489	39,970
	事業概要	農業協同組合等から融資又は手形の割引を受けるものに対する債務の保証。			
実績等	令和3年度の保証引受額は、件数で11件（前年比+37.5%）、金額で291百万円（前年比▲52.7%）となった。 一方、期末保証残高は、件数で26,763件（前年比▲7.8%）、金額で340,162百万円（前年比▲7.0%）となった。				

2	事業名			事業区分	
	事業費	R1	R2	R3	R4
	事業概要				
実績等					

3	事業名			事業区分	
	事業費	R1	R2	R3	R4
	事業概要				
実績等					

4	事業名			事業区分	
	事業費	R1	R2	R3	R4
	事業概要				
実績等					

5 点検評価（県所管課記載）

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	農業協同組合等から融資を受けようとする者に対し、債務の保証を行うことにより、金融の円滑化を図り、生活の安定と経営の改善に大きく寄与している団体である。現在は、准組合員からの住宅関係資金およびAプラン（マイカーローン、教育ローン、グローバルローン）の新規債務保証の引き受けを停止しているものの、それ以外の当座貸越や太陽光発電整備の設置資金、さわやかローン（下水工事事業にかかる融資）、地域振興資金（地方自治体の事業融資）の保証および、現在保有する事業資金融資に対する継続保証を行っており、県の出資の必要性は認められると考える。				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		R1決算	R2決算	R3決算	R4予算
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
	県支出額（千円）				
	県派遣職員（人）				

6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

<p>【経営上の課題】</p> <p>①保証債務の弁済能力比率の向上による経営の健全性の確保</p> <p>②当期残預金の継続的な確保</p> <p>③求償権残高の圧縮による保有リスクの縮小</p> <p>④業務インフラの整備、内部統制の強化による効率的な業務運営体制の構築</p> <p>⑤信連グループ一体的な機能発揮に向けた取組</p> <p>【改善に向けた取組みの方向性】</p> <p>上記①～⑤の課題を改善するために、信用補完機能を十分に発揮し、JAにおける良質な貸出資産の積み上げに寄与するとともに、将来に亘り安定した債務保証事業を運営するための経営基盤の充実・強化に取り組む。具体的な戦略は以下の通りである。</p> <p>1. 継続して求償権残高の圧縮に取り組むとともに、安定した当期残余金の確保により経営基盤の充実・強化を図る。</p> <p>2. 積極的に業務インフラの整備をすすめ、効率的な業務運営体制を構築する。</p>
--

